

○ 財務省告示第 227 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 23 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

財務大臣 片山 さつき

1	名称及び記号	利付国庫債券（40 年）（第 19 回）
2	発行の根拠法律 及びその条項	財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 4 条 第 1 項及び特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	利回りを競争に付して行われる入札による発行
5	募入決定の方法	各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。
6	発行額	額面金額で 299,800,000,000 円 うち、財政法第 4 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 119,578,400,000 円、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 180,221,600,000 円
7	払込金額	295,842,640,000 円
8	最低額面金額	50,000 円
9	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10	発行日	令和 8 年 7 月 23 日
11	発行価格	額面金額 100 円につき 98 円 68 銭
12	利率	年 3.8%
13	経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金

額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{3.8}{100} \times \frac{125}{365}$$

14 初期利子

令和 8 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。

$$\text{額 面 金 額} \times \frac{3.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

15 第 2 期以後の利子

毎年 3 月 20 日及び 9 月 20 日を支払期とし、各支払期において、その日以前 6 月間に属する利子を支払う。

16 償還期限

令和 48 年 3 月 20 日

17 償還金額

額面金額 100 円につき 100 円

18 元利金支払場所

日本銀行

19 入札参加者

財務大臣から通知を受けた者

20 払込期日

令和 8 年 7 月 23 日